

第19回「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」開催 議題『あはき療養費 不正対策(案)』より

平成30年3月2日に開催された、第19回社会保障審議会医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会より、配布された資料の中で重要なポイントをまとめてみました。

1. 患者本人による請求内容の確認

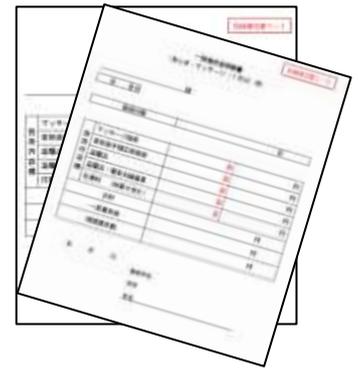
(1) 患者から一部負担金の支払いを受けるときの対応

患者から一部負担金の支払いを受けるときは、**正当な理由がない限り、領収証を無償で交付する**とともに、患者から求められたときは、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付する。

(2) 月末等の対応

施術者は、毎月、支給申請書を患者又は家族に見せ、施術を行った具体的な日付や施術内容を確認いただいた上で、支給申請書に署名又は押印を求めることとする。

その上で、施術者は、毎月、**支給申請書の「写し」又は施術日数や回数、施術内容のわかる明細書**を、**患者又は家族に交付することとする**((1)により、既にすべての施術について明細書を交付している場合を除く。)

**案**

患者さんから一部負担金を貰う際に、毎回(または月末にまとめて一枚)**一部負担金明細書を発行**し、本人または家族に確認して貰う。

2. 医師の同意・再同意

(1) 医師の同意書の様式

保険者が、施術が支給対象に当たるかどうかを判断することに資するため、医師の同意書の様式を次のとおり見直す。



【 あん摩マッサージ指圧療養費用 】

- 患者の住所・氏名・生年月日
- 傷病名
- 発病年月日
- **初回の同意か・再同意かの区分**（新規）
- **診察日**（新規）
- **症状**（見直し）
 - 従前は、筋麻痺か、関節拘縮か、その他（具体的に記載）かのみであったが、施術の種類と施術部位の根拠の確認のため、筋麻痺又は関節拘縮のある部位についても○をつけることを求めることとするとともに、筋麻痺又は関節拘縮のある部位以外に施術を必要とする場合にはその他欄に記載を求めることとする。
- 施術の種類と施術部位
- 往療の要否
- **往療を必要とする理由**（新規）
 - 独歩による公共交通機関を使つての外出の可否、外出歩行が可の場合は認知症など通所して施術を受けることが困難な理由を記載するとともに、要介護度が分かる場合は要介護度を記載する。
- **注意事項等**（新規・任意）
 - 施術に当たって注意すべき事項等があれば、任意に記載。

【 はり・きゅう療養費用 】

- 患者の住所・氏名・生年月日
- 病名
(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他（具体的に記載）)
- 発病年月日
- **初回の同意か・再同意かの区分**（新規）
- **診察日**（新規）
- **注意事項等**（新規・任意）
 - 施術に当たって注意すべき事項等があれば、任意に記載。

(2) 同意を行う医師

(略)

案
同意書内容が見直される。
チェックしておきましょう！

(3) 施術者による施術報告書の作成

医師の再同意に当たっては、医師が、施術者が作成する文書により、施術の内容や患者の状態等について確認するとともに、医師の直近の診察に基づいて再同意する仕組みを導入する。

具体的には、受領委任制度の導入に当たっては、施術者が、再同意の期間ごとに、①**施術の内容・頻度** ②**患者の状態・経過** を記載した「**施術報告書**」を作成し、医師が当該報告書を確認するとともに、医師の直近の診察に基づき、再同意する仕組みを導入する。

施術報告書	
再同意	
○ 以下のとおり、医師の状態を報告いたします。	
○ 本報告書に記載したとともに、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の可否についてご判断いただきますようお願いいたします。	
○ ご不明点や特段の注意事項がありましたら下記までご連絡いただきますようお願いいたします。	
患者氏名	
患者生年月日	年 月 日
施術の内容・頻度	
患者の状態・経過	
特記すべき事項	
年 月 日	施術者 氏名 肩書 電話・FAX番号 メールアドレス 施設名

施術報告書には、医師に対して、

- 本報告書を確認の上、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の判断をいただきたいこと
 - 不明点や特段の注意事項がある場合には連絡いただきたいこと
- を明記し、医師が当該報告書と直近の診察に基づいて再同意することとする。

案

医師の再同意に関する新しい仕組みとして、患者さんの①**施術内容・頻度**、②**状態・経過**を記載した『**施術報告書**』を作成する。これにより**施術者と医師との連携を緊密にし、必要な施術が行われるようにする。**

(4) 再同意のあり方

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうについては、慢性期が対象であり、高齢な患者も多く、また医師の同意書の発行には費用負担が伴うことから、現在、医師の再同意については、3か月ごとに、口頭での再同意が認められている。

(中略)

このため、再同意については、文書で行うこととするとともに、これまでと比べ、施術報告書を書くという作業が増えることや、同意を文書で行うこととした場合負担が生じることとなることを踏まえ、6か月ごととする。

案

医師の再同意について、3ヶ月ごとの**口頭での再同意**が認められていたところを、**6ヶ月ごと**とする。

3. 長期・頻回の施術等

(略)

4. 往療

(1) 支給申請書等の書類の見直し

往療について、受領委任制度の導入に当たっては、次のことが明確に分かるよう、支給申請書を見直す。

- 往療した日付
- 同一日同一建物への往療かどうか
- 同一日同一建物への往療の場合、往療料を算定しているか否か
- 施術者
- 往療の起点
(個人情報に配慮し、患者の個人宅は丁目までとし、番地は求めないこととする)
- 施術した場所
- 往療が必要な理由
→ 独歩による公共交通機関を使つての外出の可否、外出歩行が可の場合は認知症など通所して施術を受けることが困難な理由を記載するとともに、要介護度が分かる場合は要介護度を記載する(医師の同意書と同様の場合には転記で可とする。)

なお、出張専門で行っている施術者で、1人の施術者が複数の拠点からより往療料が高くなるよう不正に請求を行っているという指摘があった。出張専門の者の拠点を受領委任の届出の際住民票等で確認するとともに、上記様式の見直しにより、往療の起点と施術の場所が明確に分かるようにする。

(2) 往療料の見直し

現状の、施術料よりも往療料が多くなっているという現状を見直す改定を行う。

また、距離加算については、医科については平成4年に廃止されているとともに、訪問看護については昭和63年の創設当初から設けられていない。

このため、現在の交通事情や、他の訪問で行うものの報酬を踏まえ、まずは30年改定において、距離加算を引き下げ、施術料や往療料に振り替えていくこととし、さらに、その実施状況をみながら、激変緩和にも配慮しつつ、できるだけ早期に、距離加算の廃止や施術料と往療料を包括化した訪問施術制度の導入を見据えて段階的に改定を行うこととする。

距離加算を廃止する際や訪問施術制度を導入する際には、他の制度も参考に離島や中山間地等の地域に係る加算について検討する。

(1)の往療内訳についても見直しを行う。さらに、同一日、同一建物での施術の場合の料金のあり方についても検討する。

5. 療養費の審査体制

(略)

6. その他

(1) 支給申請書の様式の統一

受領委任制度の導入に当たっては、支給申請書の様式の統一を図る。

(2) 施術録の整備義務等

受領委任制度の導入に当たっては、柔道整復療養費と同様、領収証の交付や施術録の記載・保存について義務づける。

(3) 療養費についての患者への説明義務

受領委任制度の導入に当たっては、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について施術者が患者に説明することとする。

(4) 不適正な広告の是正

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの広告について、ガイドラインの作成を検討し、ガイドラインに基づき、不適正な広告を掲げている施術所への指導を徹底する。

※ 現在 都道府県に対する実態調査を集計中
年度内～ ガイドライン作成を含む広告に関する検討会を開催予定

受領委任制度の導入に当たっては、上記に加え、今後、平成 29 年 3 月 27 日「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の見直しについて」に基づき、以下のような指導監督の仕組み等について検討することにより、あはき療養費の不正対策と質の高い施術の確保に総合的に取り組む。

- 地方厚生（支）局等による効果的・効率的な指導監督
- 問題のあった施術者・施術所へのペナルティ
- 施術者・施術管理者を登録する仕組み
- 施術管理者となる者に研修受講や実務経験を要件と課す仕組み
- 登録の更新制・研修制度についての検討
- 地方厚生（支）局の体制強化

平成 30 年 3 月 2 日 配布資料より

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000195553.pdf

4月から変わります！！

柔道整復療養費 施術管理者の届出について

平成 30 年 3 月 5 日、厚生労働省保険局長より『平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について』文書が発出されました。

以前にお知らせしていましたが、**平成 30 年 4 月から柔道整復療養費の受領委任を取り扱う「施術管理者」になる場合には、実務経験と研修の受講が必要となります。**

これから施術所を開設して取り扱いを始める柔整師さんはもちろん、施術所での管理施術者を変更する場合や、届け出内容を変更する場合にも今後新たな手続きが必要となりますので、柔整を取扱いの各組合員さん方はご留意くださいますようお願いいたします。

● 受領委任を取扱う施術管理者の届出に必要な書類 ●

1. 施術所の開設届及び施術所の変更届の写し
2. 柔道整復師免許証（施術所に勤務する柔道整復師を含む。）の写し
3. 開設者が選任したことを証明する書類（選任届）
4. 勤務形態を確認できる書類（勤務形態確認票）
5. 欠格事由に該当しない旨の申出書
6. 実務経験期間証明書の写し（施術所所在地変更の場合は不要）
7. 研修修了証の写し（施術所所在地変更の場合は不要）

● 実務経験の期間について ●

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定めます。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月～平成34年3月までに届出する場合	1年間の実務経験
平成34年4月～平成36年3月までに届出する場合	2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	3年間の実務経験

● 研修の受講について ●

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

ほか、詳細につきましては、厚労省のHPに資料がありますので、ご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

[bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180305-02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/180305-02.pdf)

【お知らせ】柔道整復師の資格を取得される皆さま、関係の皆さまへ

平成30年4月から、**柔道整復療養費の受領委任を取り扱う「施術管理者」の届出※の際、実務経験と研修の受講が要件**となります。

※個人契約の場合は「申し出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされてきましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなります。

平成30年3月末に施術管理者の方も、平成30年4月以降、新たに届出をし直す場合などは、同じ対象となります。関係の皆さまは、ご留意くださいますようお願いいたします。

実務経験の期間について

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定めます。

「届出書」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	→ 1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	→ 2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	→ 3年間の実務経験

研修の受講について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

★ただし、以下の方は特別に届出が認められます。裏面をご覧ください。

a. 平成30年3月の国家試験で資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画の方

b. 平成30年度における研修要件の緩和

特例 平成30年4月から「施術管理者」になるための要件として新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなりますが、以下に該当する場合の届出をすることにより施術管理者の登録が認められます。

a 平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画をしている方

1. 対象者

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格取得後、すぐに施術管理者となる計画をしている方で、**4月1日～5月末日までに**、施術管理者となる届出をした方（届出には、以下2.と3.を実行する様式書の添付が必要となります。）

2. 必要な実務経験（実務研修）

特例の対象者については、1年間の実務経験の代わりに、受領委任の届出から**1年以内**に、ご自身が運営する施術所以外の以下の要件を満たす施術所で、**合計7日間相当（1日あたり7時間程度）の実務研修**をすること。

施術所の要件	① 施術管理者として継続した管理経験が3年以上あること。	② 現在、あるいは過去に行政処分を受けていないこと。
--------	------------------------------	----------------------------

3. 研修の受講

受領委任の届出から**1年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

b 平成30年度における研修要件の緩和

1. 対象者

平成30年度において、新たに施術管理者となるための実務経験の要件を満たしており、施術管理者として、**受領委任の届出を行うこととしている方**

2. 必要な実務経験

原則どおり、実務経験期間証明書により、実務経験（1年以上）の期間証明をすること。

3. 研修の受講（要件の緩和）

受領委任の届出から**1年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

【注意】「a」、「b」それぞれで2. 3. を満たさなかった場合、受領委任の取扱いを**中止**します。

ご連絡

平成30年1月号の北極星の記事において、誤解をまねく表現があるとの指摘を受けたため、これを回収致しますので、大変恐れ入りますが当事務局までお送り下さい。

北極星紙面で

治療院を紹介してみませんか??

- 治療院の外観・内観の写真
- スタッフ紹介
- 治療でのこだわり などなど…



気になる方は北鍼協事務局まで
お問い合わせください♪

今月のお歌

第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

●人生を 生きぬくすべのあれこれを

じっくり考え シミュレーションする

私は、なにか新しいことにチャレンジをする時に、まずは頭で考えて、その状況をシミュレーションをしてみて、よしできると確信がもてたら実行に移しています。

人ができることを、私にもできないことはないだろうと、そう思うのです。

そして本当にできた時には、嬉しいものです。

●シミュレーション 我にもできるかとの思案をし

できると確信 自信となりぬ



発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南1条西13丁目317-37フコク南1条ビル3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>